

令和8年3月12日  
高齢者支援課

## 港区立地域包括支援センターにおける次期指定管理者の公募要項について（報告）

港区立地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）は、平成18年4月の開設当時から地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を用いて運営しており、現指定管理者による運営は、令和9年3月31日をもって満了となります。

令和8年2月16日に、各センターが含まれる高齢者施設等の公募要項を港区ホームページで公表しました。

### 1 主な変更点

#### (1) 指定管理期間の延長

指定管理期間を5年から10年に延長し、安定的かつ継続的な運営体制を強化します。

#### (2) 港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業の追加

ふれあい相談員が、区内のひとり暮らし高齢者等の居宅を訪問し、必要なサービスや支援につなげることにより、在宅高齢者の福祉の増進を図るものです。

人員について、センター業務を行う人員とは別に加配します（高輪地区4人、他地区3人ずつ）。

#### (3) 体制の強化

##### ア 認知症地域支援推進員の加配

既存の認知症支援コーディネーターに加え、当該推進員を1名加配し、認知症のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、認知症支援の体制強化を図るものです。

（参考）

当該コーディネーターとは、医療・介護関係者等と連携し、認知症の疑いのある人の把握、訪問、適切な医療・介護サービスへのつなぎを行う役割があります。

当該推進員とは、関係機関が有機的に連携する地域ネットワークの構築や推進を担う役割があります。

##### イ ケアプランナーの加配

介護予防支援事業の体制強化を図るため、1名加配します。

#### (4) 福祉総合窓口への配置

センター職員の常駐を見直し、オンラインを含めた柔軟な対応ができるよう効率性を高めます。

## 2 事業者提案を求める取組

指定管理者における公募では、次のとおり区が重視する取組を事業者に提示し、提案を受けることにしています。

- (1) 地域の高齢者が安心して暮らせるような総合的な区民サービス提供の考え方
- (2) 自立支援・重度化防止を重視した介護予防ケアマネジメント及び介護予防普及啓発への考え方と具体的な取組
- (3) 専門職の役割と連携及び職員定着化を図るための育成体制についての具体的な取組
- (4) 高齢者の権利擁護について、地域包括支援センターの役割と具体的な取組
- (5) 複合化した課題へ対応するための包括的・継続的ケアマネジメントについての具体的な取組
- (6) 「新しい認知症観」に基づいた、本人・家族・地域住民が共に支え合う地域づくりの考え方と取組
- (7) 様々な不安や悩みがある介護者に対する支援と、介護離職防止に向けた具体的な取組